

別紙 3

県営住宅集会所における子供の居場所づくりに係る基本協定書（案）

埼玉県（以下「県」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「団体」という。）は、△△△△△△住宅（以下「対象県営住宅」という。）の集会所を活用した子供の居場所づくりについて、相互に連携を図りつつ推進することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県及び団体が連携し、対象県営住宅の集会所を活用して子供の居場所づくりに取り組むこととし、対象県営住宅の共助による活性化、良好なコミュニティ形成、及び周辺地域との交流活性化等に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 県及び団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、相互に協議し、連携・協力するものとする。

- 一 対象県営住宅における子供の居場所づくりに関する取組み
- 二 その他、県及び団体の連携による取組等が必要と認められる事項

（費用負担等）

第3条 県及び団体は、前条における連携事項の実施に当たり、対象県営住宅の自治会等と協議のうえ、費用負担や役割分担等の運営事項を定めるものとする。

2 前項の運営事項については、別途締結する実施協定書において規定するものとする。

（守秘義務）

第4条 この協定に基づき、県及び団体が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成34年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日から2か月前までに、県又は団体のいずれからも申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 県又は団体は、次の各号の一に該当するときは、この協定を解除することができる。

- 一 県又は団体が、その責めに帰すべき事由により、第4条に規定する守秘義務を順守しなかったとき
- 二 その他、県又は団体が、この協定に規定する事項に反する行為をしたとき

別紙 3

(その他)

第7条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、県及び団体が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の成立の証として本協定書2通を作成し、それぞれに双方記名押印して、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
県 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司 印

埼玉県XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
団体 ○○○○○○○○○○○○○○

◇◇◇◇◇ ● ● ● ● 印